

(様式2)

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名: 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(鈴鹿市御園町1669番地) 三重交通G スポーツの杜 伊勢(伊勢市宇治館町510番地)
指定管理者の名称等	三重県スポーツ協会グループ 代表者 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定 (鈴鹿市御園町1669番地)
指定の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 事業実施に関する業務 ② 施設等の利用の許可等に関する業務 ③ 利用料金の收受等に関する業務 ④ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤ 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の管理上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R1	B		<p>・競技団体と利用調整会議を開催し、各種大会の開催や円滑な運営を行った。また、コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを作成し、利用者に適切な対応や協力を呼び掛けるなど、安全・安心な運営を行った。</p> <p>・日常点検により施設の異常箇所の早期発見に努めつつ、必要に応じて修繕を行うなど、良好な施設環境を提供するとともに、危機管理の徹底と定期的な実地訓練を行うなど、緊急事態の発生に備えた。</p> <p>・指定期間を通じて、施設の効果的・効率的な管理運営を行っており、適切に業務を実施したと評価できる。</p>
R2	B		
R3	B		
R4	B		
R5	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R1	B		<p>・指定期間における利用者数については、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は2,135,167人(前指定期間利用者数から365,091人減)、三重交通G スポーツの杜 伊勢は1,332,147人(前指定期間利用者数から566,892人減)となっている。</p> <p>・コロナ禍の影響や工事に伴う施設利用停止等があったものの、利用者ニーズをふまえて、主催事業であるスポーツ教室を開催するなど、施設の利用促進に積極的に取り組んだ。</p>
R2	B		
R3	B		
R4	B		
R5	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	1,992,771,420	事業費	193,287,230
利用料金収入	611,714,172	管理費	2,713,931,431
その他の収入	302,323,336	その他の支出	32,745,993
合計 (a)	2,906,808,928	合計 (b)	2,939,964,654
収支差額 (a)-(b)	△ 33,155,726		

※参考

利用料金減免額	19,904,612
---------	------------

5 成果目標及びその実績

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値
R1	B		鈴鹿 施設利用者数	512,000人	497,617人				
			伊勢 施設利用者数	360,000人	380,611人				
R2	B		鈴鹿 施設利用者数	523,000人		283,684人			
			伊勢 施設利用者数	368,000人		144,038人			
R3	B		鈴鹿 施設利用者数	534,000人			340,678人		
			伊勢 施設利用者数	376,000人			195,191人		
R4	B		鈴鹿 施設利用者数	545,000人				497,509人	
			伊勢 施設利用者数	384,000人				286,353人	
R5	B		鈴鹿 施設利用者数	556,000人					515,679人
			伊勢 施設利用者数	392,000人					
全期間におけるコメント									
<p>・新型コロナウイルス感染症の影響により各種大会・イベントの中止、無観客開催が続いたことから、令和元年度の三重交通G スポーツの杜伊勢を除き、施設利用者数が大幅に減少し、成果目標を達成できなかったものの、主催事業であるスポーツ教室を開催するなど、施設の利用促進に積極的に取り組んだと評価できる。</p>									

6 総括評価

・競技団体等との利用調整業務、利用許可や料金收受業務、施設の維持管理及び修繕等に関する業務を適切に実施した。
 ・コロナ禍においては感染防止対策を講じつつ、安全・安心な施設運営に取り組んだ。また、緊急事態に備えるため、危機管理の徹底と定期的な実地訓練を行うなど、緊急事態の発生に備えた。
 ・成果目標を達成できなかったものの、利用者のニーズに応じたスポーツ教室を開催するなど、施設の利用促進に積極的に取り組んだ。
 ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行を受け、不当な差別やその他人権侵害行為が行われないよう努めるなど、県施策との整合を図った。
 ・施設の設置目的である「県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興」の達成に向け、指定期間を通じて適切に管理業務を実施していると評価できる。

※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 : 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※ 「3 施設の利用状況」
 「5 成果目標及びその実績」の自己評価 : 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※ 県の評価 : 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。